

果実ジュースの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された果実を使用し、県内の製造工場で搾汁・充填した「果実ジュース」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「果実ジュース」とは、「果実飲料の日本農林規格」（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）第2条の「果実の搾汁」を言う。ただし冷凍した状態で一般消費者に販売されるものを除く。

(品質及び品質表示)

第3 果実の搾汁の品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び「果実飲料の日本農林規格」（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	規 格	果実飲料の日本農林規格の第16条、第17条、第18条及び第20条のストレートの基準に適合していること。
	原 材	1 栃木県内で生産されたものであること。 2 未熟果を使用していないこと。
	料 料	使用していないこと。 但し、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、なしにおいては、酸化防止のために使用するL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム以外のものを使用していないこと。

(関係法令の遵守)

第4 果実の搾汁の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。